

福井市告示第247号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり本市の町の区域を設定したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、町の区域の設定の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項後段の規定による河増工業団地土地区画整理事業に係る換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

令和5年8月4日

福井市長 東村新



次の区域をフェア河増1丁目に設定する。

町	字	地番
河増町	23字 蛙道	21の1 22の1 23の1 24の1 25の1 27の1 28の1
	26字 蔵屋敷	1の1 2の1 2の2 3の1 3の2 4の1から4の3まで 5から27まで
	27字 西ノ前	1から3まで 4の1 4の2 5から15まで 16の1 16の2 17 18の1 18の2 19から25まで
	32字 西畑	1の25
	33字 中畑	1から8まで 9の1から9の3まで 10から17まで 17の2 18の一部 19から23まで 24の1

		24の2 25から35まで 36 の1 36の2 37から40までの 各一部 44から49までの各一部 50から59まで 61の一部
	34字 東畑	2の一部 3の1の一部 3の2の一 部 4から7までの各一部 17の一 部 18の一部 19から22まで 23の1 24から30まで 31の 一部 32の一部 33の1の一部 33の2 34 35の一部 36の 一部
	36字 浜ノ 下	22の一部 23から25まで 26 の一部 27の一部 28の1 28 の2 29の1から29の3まで 3 0の一部 30の1の一部 31の一 部 32の1 32の2 33の1 33の2 34の一部 36の1 3 6の2の一部 37の一部 40の一 部 51の一部
これらの区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の全部		

次の区域をフェア河増2丁目に設定する。

町	字	地番
河増町	24字 中宅	7 9

地	
25字 南宅地	3の1 4の1 5の1 5の2 6 の1 7の1 8の1 8の2 9の 1 10の1 11の1 12から1 4まで 15の1 15の2 16か ら19まで 20の1 20の2 2 1 22
31字 砂田	1から12まで 13の1 13の2 14の1 15の1 16の1 17 の1 17の2 18の1 18の2 19の1 20の1 21の1
33字 中畑	18の一部 37から40までの各一 部 41から43まで 44から49 までの各一部 61の一部
34字 東畑	2の一部 3の1の一部 3の2の一 部 4から7までの各一部 8 9の 1 9の2 10から16まで 17 の一部 18の一部 31の一部 3 2の一部 33の1の一部 35の一 部 36の一部
35字 印田下	1の1 2の1 3の1 4の1 5 の1 6 7の1 8の1 9の1 10 11 12の1 12の2 1 3 14 15の1 16の1 17

	の 1 18 の 1 19 の 1 20 から 36 まで 38
36 字 浜ノ 下	1 の 1 1 の 2 2 の 1 3 の 1 4 の 1 5 の 1 6 の 1 7 の 1 8 の 1 9 の 1 10 の 1 11 の 1 1 2 の 1 13 の 1 14 の 1 15 の 1 16 の 1 17 の 1 18 の 1 19 の 1 20 の 1 20 の 2 21 の 1 22 の 一部 26 の 一部 27 の 一部 30 の 一部 30 の 1 の 一部 31 の 一部 34 の 一部 35 3 6 の 2 の 一部 37 の 一部 38 3 9 の 1 39 の 2 40 の 一部 41 から 48 まで 50 51 の 一部 5 2
37 字 芝原	1 の 1 2 の 1 3 の 1 4 の 1 から 4 の 3 まで 5 の 1 6 の 1 7 の 1 7 の 2 8 の 1 9 の 1 10 の 1 10 の 8 10 の 9 11 の 1 1 2 の 1 13 の 1 14 の 1 15 の 1 16 の 5
これらの区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の全部	